

一般財団法人 にいがた住宅センター 評価業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人にいがた住宅センター（以下センターという。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下「評価の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(業務実施の基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(業務を行う時間及び休日)

第3条 業務を行う時間は、休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 業務を行う事務所の休日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 四 理事長が別に定める日

3 第1項の業務を行う時間及び第2項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと申請者との間において評価の業務を行うための日時調整が図られている場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 業務を行う事務所の所在地は、新潟市中央区新光町15番地2とする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第5条 評価の業務を行う範囲は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

(業務を行う区域)

第6条 業務を行う区域は、新潟県の全域とする。

第2章 評価の業務の実施方法

第1節 設計住宅性能評価

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）の申請をしようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書（以下「設

計評価申請関係図書」という。)を2部提出する。

- 一 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - 二 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
 - 三 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し(ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)
- 2** 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価(以下「変更設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、センターに対し、前項一に掲げる図書、前項二及び三に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出する。(ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)

(設計住宅性能評価の引受け及び契約)

第8条 センターは、前条の設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項について確認してこれを引き受ける。

- 一 申請に係る住宅が第5条に規定する評価の業務を行う範囲に該当すること。
 - 二 設計評価申請関係図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - 三 設計評価申請関係図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2** センターは、前項の規定により同項各号に該当しないと認める場合においては、申請者に対して補正を求め、補正の余地のないときは引受けできない理由を説明し、設計評価申請関係図書を申請者に返還する。
- 3** 第1項により申請を引受けた場合には、センターは、申請者に設計住宅性能評価引受承諾書を交付する。この場合、センターは別に定める一般財団法人にいがた住宅センター評価業務約款(以下「評価業務約款」という。)に基づき契約を締結するものとする。
- 4** 申請者が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の評価料金を評価業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、センターは第1項の引受けを取り消すことができる。

(評価業務約款に盛り込むべき事項)

第9条 前条の評価業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- 一 申請者は、センターの請求があるときは、センターの評価業務遂行のために必要な情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならないこと。
- 二 センターは、申請者から前号の情報の提供が行われない場合にあつては、設計住宅性能評価を中断し又は中止すること。
- 三 評価料金の支払い期日に関すること。
- 四 評価料金の支払い方法に関すること。
- 五 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知す

る期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

- 六 設計された住宅に係る住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）の交付前に、計画が変更された場合には、申請者は、速やかにセンターに変更部分の設計評価申請関係図書を提出しなければならないこと。又、その計画変更が大規模な場合にあつては、申請者は、当初の計画に係る設計住宅性能評価の申請を取下げ、別件として改めて申請を行わなければならないこと。
- 七 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまでの間、センターに書面をもって申請を取り下げる旨を通知し、当該契約を解除することができること。
- 八 センターは、センターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに設計住宅性能評価書を交付できない場合には、申請者と協議の上、業務期日の延長を請求することができること。
- 九 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害を請求することができること。
- 十 センターは、評価料金が支払い期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、当該契約を解除すること。この場合、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- 十一 センターは、設計住宅性能評価を実施することにより、申請に係る住宅に瑕疵がないことについて保証するものでないこと。
- 十二 センターは、設計住宅性能評価を実施することにより、申請に係る計画が建築基準法（その他建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律を含む。以下同じ。）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証するものではないこと。
- 十三 センターは、設計評価申請関係図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

（設計住宅性能評価の実施）

第10条 センターは、設計住宅性能評価を引受けたのち速やかに、設計住宅性能評価のための審査を評価員に実施させる。

- 2** 評価員は、法、これに基づく命令及び告示並びにセンターが指定した設計住宅性能評価に関するマニュアルに基づき、設計評価申請関係図書をもって前項の審査を行う。この場合、必要に応じ申請者等に説明等を求めることとする。
- 3** 評価業務に従事する職員で評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 4** 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 5** 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅

性能評価を一時中断する。

6 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取下げ)

第 11 条 申請者は、申請者の都合により設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げ場合は、その旨及び理由を記載した設計住宅性能評価取下げ届をセンターに提出する。この場合にあつては、センターは設計住宅性能評価を中止し、提出された設計評価申請関係図書を申請者に返却する。

(設計住宅性能評価書の交付前の変更)

第 12 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に計画内容の変更が生じた場合は次の各号による。

一 センターが変更の内容が軽微であると認める場合は、軽微変更報告書及びその変更に係る部分の設計評価申請関係図書をセンターに提出する。提出部数は正本及び副本 1 部とする。

二 前号以外の大規模な変更については、別件として改めて設計住宅性能評価を申請しなければならない。

三 申請者は前号により別件として申請したときは、第 11 条の規定により当初の申請を取り下げる。

(設計住宅性能評価の結果)

第 13 条 センターは、設計住宅性能評価の実施後（施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げるものに該当する場合を除く。）、申請者に対して設計住宅性能評価書を交付する。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表に定める方法に従う。

3 センターは、評価の実施の結果、施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げるものに該当する場合は、施行規則別記第 6 号様式の通知書を申請者に交付する。

4 第 1 項及び第 2 項の交付は、設計住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。

第 2 節 建設住宅性能評価

(建設住宅性能評価の申請)

第 14 条 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、二を除く。）に掲げる図書（以下「建設評価申請関係図書」という。）を 2 部提出する。

一 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）

二 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し

三 施工状況報告書の様式

四 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の確認済証の写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価(以下「変更建設住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、センターに対し、前項一に掲げる図書、前項二及び三に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出する。(ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)

3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出する。

一 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)

二 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図

三 住宅に関する基本的な事項に関する申告書

四 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類

五 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規程を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものを持って評価を行う場合にあつては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限り。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類(建設住宅性能評価の引受け及び契約)

第15条 センターは、建設住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

一 申請のあつた住宅が第5条に規定する評価の業務を行う範囲に該当すること。

二 建設評価申請関係図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

三 建設評価申請関係図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認めた場合においては、申請者に対して補正を求め、補正の余地のないときは引受けできない理由を説明し、建設評価申請関係図書を申請者に返還する。

3 第1項により申請を引受けた場合には、センターは、申請者に建設住宅性能評価引受承諾書を交付する。この場合、センターは別に定める評価業務約款に基づき契約を締結するものとする。

4 申請者が、正当な理由なく、手数料を評価業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第1項の引受けを取り消すことができる。

(評価業務約款に盛り込むべき事項)

第16条 前条の評価業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

一 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる住宅、住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならないこと。

二 申請者は、センターの請求があるときは、センターの評価業務遂行のために必要な情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならないこと。

- 三 センターは、申請者から第一号の協力又は第二号の提供が得られない場合にあつては、建設住宅性能評価を中断し又は中止すること。
- 四 評価料金の支払い期日に関する事。
- 五 評価料金の支払い方法に関する事。
- 六 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関する事。
- 七 建設住宅性能評価書の交付前に、建設工事が変更された場合には、申請者は、速やかにその旨及び変更の内容を通知しなければならないこと。又、その変更が大規模な場合にあつては、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取下げ、別件として改めて申請を行わなければならないこと。
- 八 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまでの間、センターに書面をもって申請を取り下げる旨を通知し、当該契約を解除することができること。
- 九 センターは、センターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに建設住宅性能評価書を交付できない場合には、申請者と協議の上、業務期日の延長を請求することができること。
- 十 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害を請求することができること。
- 十一 センターは、評価料金が支払い期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、当該契約を解除すること。この場合、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- 十二 センターは、建設住宅性能評価を実施することにより、申請に係る住宅における瑕疵の有無について保証するものでないこと。
- 十三 センターは、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付がなければ、第21条第1項の建設住宅性能評価書の交付を行わないこと。
- 十四 センターは、建設住宅性能評価を実施することにより、申請に係る住宅が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するか否かについて保証するものではないこと。
- 十五 センターは、申請者、施工者又は工事監理者から提出のあつた図書に虚偽があることその他の事由により適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

第17条 申請者は、センターに対し、評価方法基準に基づき検査を行うべき時期の工程（以下「検査対象工程」という。）に係る工事が完了する日又は完了した日を記載した書類により通知しなければならない。

2 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施状況を記載した書類（以下「施工状況報告書」という。）をセンターに提出しなければならない。

(建設住宅性能評価の実施)

第 18 条 センターは、前条の規定による通知を受領したときは、実地検査の予定日を申請者との協議の上、定めるものとし、当該実地検査の予定日（センター又は申請者の都合により、予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、建設住宅性能評価のための実地検査を評価員に実施させる。

2 評価員は、法、これに基づく命令及び告示並びにセンターが指定した建設住宅性能評価に関するマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する計測等により、前項の検査を行う。この場合、必要に応じ、申請者等に説明等を求めることとする。

3 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の評価員が行う検査の補助的な業務を行う。

4 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者又は工事監理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

5 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。

6 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は建設住宅性能評価を一時中断する。

7 第 5 項又は第 6 項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

8 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

9 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取下げ)

第 19 条 申請者は、申請者の都合により建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した建設住宅性能評価取下げ届をセンターに提出する。この場合にあっては、センターは建設住宅性能評価を中止し、提出された建設評価申請関係図書を申請者に返却する。

(建設住宅性能評価書の交付前の変更)

第 20 条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設工事の変更が生じた場合は次の各号による。

一 センターが変更の内容が軽微であると認める場合は、軽微変更報告書及びその変更に係る部分の建設評価申請関係図書をセンターに提出する。提出部数は正本及び副本 1 部とする。

二 前号以外の大規模な変更については、別件として改めて建設住宅性能評価を申請しなければならない。

三 申請者は前号により別件として申請したときは、第 19 条の規定により当初の申請を

取り下げる。

(建設住宅性能評価の結果)

第 21 条 センターは、建設住宅性能評価の実施後（新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては、施行規則第 7 条第 2 項各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては、施行規則第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる場合を除く。）、申請者に対して建設住宅性能評価書を交付する。

2 第 13 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 センターは、建設住宅性能評価の結果、施行規則第 7 条第 2 項各号に掲げるものに該当する場合は、施行規則別記第 1 1 号様式を申請者に交付する。

4 第 1 項及び第 2 項の交付は、建設住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添付して行う。

第 3 章 評価員等

(評価員の選任)

第 22 条 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、評価の業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任する。

2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。

4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じそれぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当するそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

第 23 条 理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合は、その評価員を解任するものとする。

一 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第 24 条 理事長は、評価の業務を実施させるため、評価員を第 4 条の事務所の所在地に 2 名以上配置する。

2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。

3 理事長は、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずることとする。

(評価員の教育)

第 25 条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 1 回、センターの行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価の業務の実施及び管理の体制)

第 26 条 評価の業務に従事する職員を、第 24 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、3 名以上センターに配置する。

2 センターは、法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者を任命する。

3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第 27 条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記様式第 1 号による。

(秘密保持義務)

第 28 条 センターの役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 4 章 評価料金等

(評価料金の納入)

第 29 条 申請者は、別表 1 に定める評価料金額を、銀行振り込みにより納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第 30 条 評価料金は、次に掲げる場合に減額するものとし、別表 2 によるものとする。

一 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。

二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。

(評価料金を増額するための要件)

第 31 条 評価料金は、次に掲げる場合に増額するものとする。

一 建設住宅性能評価を行う住宅の所在地が遠隔地である場合。

二 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価(設計住宅性能評価を受けた住宅の変更に係る住宅性能評価を受けた場合)にあっては、当該住宅性能

評価。)を行った者がセンターでない場合。

三 建設住宅性能評価の対象となる空気中の化学物質測定の場合で、建設住宅性能評価を行う住宅の所在地が遠隔地である場合。

(評価料金の返還)

第 32 条 納入された評価料金は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合又は建設住宅性能評価で現場審査が終了する前に申請の取下げ若しくは契約の解除があった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第 33 条 センターは、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに納付する。

第 5 章 雑 則

(指定の区分等の掲示)

第 34 条 センターは、法第 17 条の規定により、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項を、事務所において公衆の見やすいように掲示する。

(評価業務規程の公開)

第 35 条 センターは、本規程を業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、センターのホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 36 条 センターは、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書を作成し、5 年間センターに備えて置くものとする

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 37 条 利害関係人は、当センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、本項第 2 号の請求をするには、1 枚につき 20 円を支払わなければならない。

一 財務諸表の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(帳簿及び書類の保存)

第 38 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

一 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで

二 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る約款その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5 年間

三 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る約款その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 39 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にある場合は審査のため特に必要がある場合を除きセンター内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、确实

であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第40条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

第41条 センターの理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 センターの理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について、次の各号に該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

一 設計に関する業務

二 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

三 建設工事に関する業務

四 工事監理に関する業務

3 センターの理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次の各号のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

一 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

二 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項第一号、第二号、第三号または第四号に掲げる業務を行った場合

(損害賠償保険への加入)

第42条 センターは、評価の業務に関して支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間3,000万円以上であるもの及び地震その他の自然現象によって明らかとなった瑕疵について補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談等)

第43条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合においては、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

身分証の様式

書式（表面）

評 価 員 証		写真 25×30
氏 名		
生年月日		
番 号		
有効期間		
特 記		
上記の者は、当センターに登録された評価員であることを証する。		
	郵便番号	
一般財団法人	住 所	
にいがた住宅センター	電話番号	

書式（裏面）

署 名
<div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 25px; margin: 0 auto;"></div>
注 意
1 性能評価業務にあたっては、本証を常に携帯すること。
2 この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
3 この証を紛失したときは、ただちに発行者に届けなければならない。
4 この証は、評価員の資格を失った時又は有効期間を経過した時は、ただちに発行者に返還しなければならない。

大きさ 約85×54 (mm)

*評価補助員の身分証は、評価員を評価補助員と読み替えたものとする。

別表（第13条）

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおりとする。

0 2 5 - 0 0 - ○○○○ - ○ - ○ - ○○○○

1～3桁目	当センターの指定番号（「025」）
4～5桁目	当センターの事務所毎に付する番号（「00」）
6～9桁目	西暦
10桁目	1. 設計住宅性能評価 2. 建設住宅性能評価（新築住宅） 3. 建設住宅性能評価（既存住宅）
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、0001から順に付するものとする。）

別表 1 (第 29 条)

【新築住宅に係る評価料金】

別表 1.1 一戸建て住宅の評価料金

(税込)

床面積の合計	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	
			センター以外が設計住宅性能評価を行っている場合の加算額
100 m ² 未満	49,500 円	74,800 円	10,450 円
100 m ² 以上 200 m ² 未満		85,800 円	13,200 円
200 m ² 以上 500 m ² 未満		105,600 円	20,900 円
500 m ² 以上	P×22,000 円+51,700 円	P×33,000 円+105,600 円	P×10,450 円+20,900 円

※共同住宅等区分のうち、戸建て併用住宅は、一戸建て住宅の評価料金とする。

別表 1.2 共同住宅等の評価料金

(税込)

床面積の合計	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	
			センター以外が設計住宅性能評価を行っている場合の加算額
500 m ² 未満	57,200 円+M× 18,150 円	N×74,800 円+M× 20,900 円	30,800 円+M×9,900 円
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	71,500 円+M× 18,150 円	N×106,700 円+M× 20,900 円	37,400 円+M×9,900 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	94,600 円+M× 18,150 円	N×132,000 円+M× 20,900 円	51,700 円+M×9,900 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	184,800 円+M× 18,150 円	N×176,000 円+M× 20,900 円	95,700 円+M×9,900 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	277,200 円+M× 18,150 円	N×264,000 円+M× 20,900 円	143,000 円+M×9,900 円
10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	434,500 円+M× 18,150 円	N×440,000 円+M× 20,900 円	231,000 円+M×9,900 円
50,000 m ² 以上	919,600 円+M× 18,150 円	N×874,500 円+M× 20,900 円	473,000 円+M×9,900 円

【既存住宅に係る評価料金】

別表 1.3 一戸建て住宅の現況検査に係る評価料金

(税込)

床面積の合計	評価料金の額
150 m ² 未満	147,400 円
150 m ² 以上 300 m ² 未満	179,300 円
300 m ² 以上	327,470 円

※共同住宅等区分のうち、戸建て併用住宅は、一戸建て住宅の評価料金とする。

別表 1.4 一戸建て住宅の個別性能に係る評価料金

(税込)

個別性能項目	150 m ² 未満	150 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）※1	各個別性能毎に 9,900 円	各個別性能毎に 11,000 円	各個別性能毎に 16,500 円
耐震等級（構造躯体の損傷防止）※2			
その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）※1			
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）※2			
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）※2			
地盤又は杭の許容応力度等及びその設定方法※1			
基礎の構造方法及び形式等※2	各個別性能毎に 7,700 円	各個別性能毎に 8,800 円	各個別性能毎に 11,000 円
感知警報装置設置等級（自住戸火災時）			
脱出対策（火災時）			
耐火等級（延焼の恐れのある部分(開口部)）※2			
耐火等級（延焼の恐れのある部分(開口部以外)）※2			
維持管理対策等級（専用配管）※2			
換気対策（局所換気対策）			
単純開口率			
方位別開口比			
高齢者等配慮対策等級（専用部分）			
開口部の侵入防止対策			

※共同住宅等区分のうち、戸建て併用住宅は、一戸建て住宅の評価料金とする。

※表中、個別性能評価項目が無いものは、別途見積もりとする。

※1 関係図書等がない場合には評価しない。

※2 建設住宅性能評価書がない場合には評価しない。

別表 1.5 共同住宅等の現況検査に係る共用部分の評価料金

(税込)

床面積の合計	評価料金の額
1,000 m ² 未満	209,000 円
1,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	308,000 円
5,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	418,000 円
20,000 m ² 以上	627,000 円

別表 1.6 共同住宅等の現況検査に係る専用部分の評価料金 (税込)

評価戸数	評価料金の額
～10戸	62,700円×M
11戸～50戸	627,000円+52,800円×(M-10)
51戸～200戸	2,739,000円+47,300円×(M-50)
201戸～	9,834,000円+41,800円×(M-200)

別表 1.7 共同住宅等の個別性能に係る共用部分の評価料金 (税込)

個別性能項目	評価料金
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）※1	220,000円
耐震等級（構造躯体の損傷防止）※2	
その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）※1	
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）※2	
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）※2	
地盤又は杭の許容応力度等及びその設定方法※1	
基礎の構造方法及び形式等※2	各個別性能毎に 44,000円
感知警報装置設置等級（他住戸火災時）	
維持管理対策等級（共用配管）※2	
更新対策（共用排水管）※2	
高齢者等配慮対策等級（共用部分）	

※表中、個別性能評価項目が無いものは、別途見積もりとする。

※1 関係図書等がない場合には評価しない。

※2 建設住宅性能評価書がない場合には評価しない。

※3 同一申請の中に構造的に別の建築物が複数含まれる場合、耐震等級から基礎の構造方法及び形式等の料金は上記金額に構造的に別の建築物の数を乗じた金額とする。

別表 1.8 共同住宅等の個別性能に係る専用部分の評価料金 (税込)

個別性能項目	1住戸当たりの評価料金
感知警報装置設置等級（住戸火災時）	各個別性能毎に 7,700円
避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）※4	
脱出対策（火災時）	
耐火等級（延焼の恐れのある部分(開口部)）※2	
耐火等級（延焼の恐れのある部分(開口部以外)）※2	
耐火等級（界壁及び界床）※2	
維持管理対策等級（専用配管）※2	
更新対策（住戸専用部）※2	
換気対策（局所換気対策）	
単純開口率	
方位別開口比	
高齢者等配慮対策等級（専用部分）	
開口部の侵入防止対策	

※表中、個別性能評価項目が無いものは、別途見積もりとする。

※2 建設住宅性能評価書がない場合には評価しない。

※4 建設住宅性能評価書に耐火等級の表示がある場合には評価しない。

※Pは延べ面積から500㎡減じた数値を200㎡で除した数値、Mは評価対象住戸数とする。

※Nは、評価方法基準により検査を行うべき時期として定められた時期の回数とする。

※正当な理由により再検査を実施したときは、再検査1回につき9,900円(税込)十下表(ア)の加算額(N=1とする。)を加算する。

【備考】

- ・住宅性能評価書が交付された住宅について、その計画の変更をしようとする場合で、当該計画の変更にかかる直前の住宅性能評価書を当センターから受けている場合は、当該計画の変更にかかる部分の床面積の1/2（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）で算出した額とする。
- ・住宅性能評価書の交付前に計画を変更する場合で、その計画変更が大規模な場合は、当該計画の変更にかかる部分の床面積の1/2（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の面積）で算出した額とする。
- ・建設住宅性能評価の評価料金の額は、評価申請1件につき定めるものとし、原則として、建設住宅性能評価に係る住戸毎に定まる性能に関する検査は、本申請一件につき、評価対象住戸の10分の1（小数点以下は切り上げる）の住戸を検査対象として抽出し、目視または計測等により行なう。
- ・共同住宅等の建設住宅性能評価において、申請者の希望により評価対象住戸の10分の1を超えて、住戸毎に定まる性能に関する目視又は計測等を行う場合は、申請者の希望する総戸数から評価対象戸数の10分の1を減じたものに23,100円(税込)を乗じた金額を上表で算出した額に加算する。
- ・室内空気中の化学物質の濃度等を測定するときは、下表（ウ）に掲げる額を建設住宅性能評価料金に加算するものとする。
- ・下表（ア）の遠隔地域に該当する場合は、同表の右欄に掲げる額を加算する。
- ・建設住宅性能評価において、申請の取下げ及び契約の解除に伴い評価料金の一部を返還する額下表（イ）に掲げる数値を建設住宅性能評価料金に乗じた額とする。

(ア) 遠隔地地域の場合に加算する額

(税込)

住宅の所在地	加算する額
センター又は職員以外の評価員の所在地から 20km を超え 50km 以内の区域	$N \times 6,710$ 円
同 上 50km を超え 100km 以内の区域	$N \times 16,280$ 円
同 上 100km を超える区域	$N \times 25,300$ 円
佐渡島及び粟島	$N \times 27,390$ 円

(イ) 評価料金返還について評価料金に乗ずる数値

	(い) 欄	(ろ) 欄
	申請の取下げ又は契約の解約を行った時期	当該評価料金に乗ずる数値
戸 建 住 宅	建設住宅性能評価の申請をセンターが受理した日から 第1回の現場検査の3日前まで	0.95
	第1回の現場検査を実施した日から第2回の現場 検査の3日前まで	0.7
	第2回の現場検査を実施した日から第3回の現場 検査の3日前まで	0.45
	第3回の現場検査を実施した日から第4回の現場 検査の3日前まで	0.2
共 同 住 宅 等	建設住宅性能評価の申請をセンターが受理した日から 第1回の現場検査の3日前まで	0.95
	第1回の現場検査を実施した日から竣工時(最終回) の現場審査を実施する日の3日前まで	$1 - (J \div N \times 0.95) - 0.05$ ※Jは申請の取下げの日ま でにすでに実施した現場 審査の回数とする

(ウ) 建設住宅性能評価料金に加算する空気中の化学物質測定の評価料金

(税込)

住宅の所在地	評価料金の額	
	ホルムアルデヒドのみの測定	ホルムアルデヒド+VOCの測定
センターの所在地から 20km 以内の区域	$A \times 16,500$ 円 + 12,100 円	$A \times 28,600$ 円 + 12,100 円
同上 20km を超え 50km 以内の区域	$A \times 16,500$ 円 + 25,520 円	$A \times 28,600$ 円 + 25,520 円
同上 50km を超え 100km 以内の区域	$A \times 16,500$ 円 + 44,660 円	$A \times 28,600$ 円 + 44,660 円
同上 100km を超える区域	$A \times 16,500$ 円 + 62,700 円	$A \times 28,600$ 円 + 62,700 円
佐渡島及び粟島	$A \times 16,500$ 円 + 66,880 円	$A \times 28,600$ 円 + 66,880 円

※Aは、測定箇所数とする。

別表 2 (第 30 条)

新築住宅に係る評価料金 (住宅型式性能認定住宅等)

【一戸建て住宅】

(税込)

床面積の合計	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	
			センター以外が設計住宅性能評価を行っている場合の加算額
100 m ² 未満	16,500 円	44,880 円	6,270 円
100 m ² 以上 200 m ² 未満	20,350 円	51,480 円	7,920 円
200 m ² 以上 500 m ² 未満	25,850 円	63,360 円	12,540 円
500 m ² 以上	$P \times 11,000 \text{ 円} + 25,850 \text{ 円}$	$P \times 19,800 \text{ 円} + 63,360 \text{ 円}$	$P \times 6,270 \text{ 円} + 12,540 \text{ 円}$

【共同住宅等】

(税込)

床面積の合計	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	
			センター以外が設計住宅性能評価を行っている場合の加算額
500 m ² 未満	$28,600 \text{ 円} + M \times 18,150 \text{ 円}$	$N \times 44,880 \text{ 円} + M \times 20,900 \text{ 円}$	$18,480 \text{ 円} + M \times 9,900 \text{ 円}$
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	$35,750 \text{ 円} + M \times 18,150 \text{ 円}$	$N \times 64,020 \text{ 円} + M \times 20,900 \text{ 円}$	$22,440 \text{ 円} + M \times 9,900 \text{ 円}$
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	$47,300 \text{ 円} + M \times 18,150 \text{ 円}$	$N \times 79,200 \text{ 円} + M \times 20,900 \text{ 円}$	$31,020 \text{ 円} + M \times 9,900 \text{ 円}$
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	$92,400 \text{ 円} + M \times 18,150 \text{ 円}$	$N \times 105,600 \text{ 円} + M \times 20,900 \text{ 円}$	$57,420 \text{ 円} + M \times 9,900 \text{ 円}$

- ※ P は延べ面積から 500 m²を減じた数値を 200 m²で除した数値、M は評価対象戸数とする。
- ※ N は、評価方法基準により検査を行うべき時期として定められた時期の回数とする。
- ※ 共同住宅で 5,000 m²以上の場合は、別途見積もりとする。
- ※ これ以外は前条の規定による。